

平成 30 年度 事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

一般社団法人 日本玩具協会

I. 基本方針

本会は、優良な玩具の提供を通じて、子ども達の夢と豊かな情操を育むこと、及び、新しい生活文化を創造する) を実現することを目指し、玩具産業の生産、貿易、流通及び消費に係る内外の諸課題に積極的に取り組むとともに、安全な玩具の普及に関する措置等を自主的に講ずることにより、玩具産業の総合的な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的としている。この目的を達成するために、各事業につき担当する委員会を決め、委員会を中心に活発かつ機動的な実施を図ることとし、必要に応じて部会を設けて実施に当たる。

平成 30 年度は、特に以下の事業に注力する。

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日の一般社団法人移行の際に認可のあった移行計画(公益目的実施計画事業) に沿って各種の実施事業を推進する。
- (2) 玩具安全事業については、昨年 11 月に公表のあった消費者庁・消費者安全調査委員会の玩具による気道閉塞事故の原因調査報告書、それを受けた経済産業省の要請を踏まえ、適切な対象年齢表示の推進、3 才未満の子供を対象とする玩具の安全向上等に関して、所要の対応を進める。
- (3) 見本市事業については、「東京おもちゃショー2018」を開催する。前半 2 日を商談日とし、玩具関連業者等の来場を促し商談を活性化するとともに、後半 2 日を一般公開日とし、ユーザーの方々に広く開放し、おもちゃを楽しんで頂く。
今回は、会場が従前の東京ビッグサイト西館全館に戻ることから、従前の来場者数の確保を図り、出展者・来場者ともに実りの多い見本市を目指す。
- (4) 玩具業界活性化プロジェクトに関し、プロジェクトチーム (PT) を中心に、集約したテーマについての検討を深め、推進を図る。

II. 事業計画の概要

1. 玩具産業の生産、貿易、流通及び消費に関する調査・研究及び提言

玩具産業に係る各種調査を行い、玩具需要の拡大、貿易振興、流通の活性化等に対する施策を検討・立案し、その推進を図る。

また、玩具業界の意見を集約して行政当局に提言等を行う。

2. 玩具産業のグローバル化に関する事業を行う。

玩具産業の海外展開を支援するために、ニュールンベルク国際見本市における日本ブースの設営等を推進する。

また、海外の玩具規制等の動向を注視し、ICTI 加盟の玩具協会とも連携し、我が国玩具産業の海外の事業展開を支援する。

3. 玩具産業の経営環境の改善を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会員の事業経営の安定を支援するため、物流を始めとする共済事業の普及推進を図る。
- (2) リスクマネジメント事業として、本会取纏めによる取引信用保険契約の推進、国内外の企業信用情報・調査等の与信管理支援、リスクマネジメントに係るセミナー等の開催を行う。
- (3) 第 2 期プロジェクトチーム (PT) を中心に、これまで 5 項目に集約したテーマについて更に検討を深め、新たな企画等の検討・推進を図る。

4. 「東京おもちゃショー」などの玩具見本市その他の玩具振興イベントを実施又は支援する。

- (1) 国内外の玩具市場の活性化を図るために、東京ビッグサイトにおいて平成 30 年 6 月 7 日～10 日に「東京おもちゃショー2018」を開催する。

今回は、会場が従来東京ビッグサイト西館全館に戻ることから、従前の来場者数を確保するとともに、出展者・来場者ともに実りの多い見本市を目指す。

商談見本市については、商談の活性化に向けて、特別招待状の送付、商談キャンペーンサイン掲示、商談コーナーの充実等を図る。

一般公開に関しては、安全面に注意を払い、多くの来場者に「おもちゃ」に触れて楽しんで頂く。子ども文化の発展に賛同頂いた異業種の企業の出展を得てキッズライヴゾーンを展開する。

第 11 回を迎える「日本おもちゃ大賞 2018」は、現行 7 部門を対象とし、第 3 次審査のメディア取材を認めて取材活動の活発化を目指す。

開会式は、大賞受賞者を賞揚することに焦点を当てた企画・演出を推進する。

また、国内外の玩具見本市を調査し、また、内外関係者・団体との交流を深め、その成果を本会の見本市事業に反映させる。

- (2) 東京玩具人形協同組合の主催する玩具クリスマス見本市を後援し所要の支援を行うとともに、同組合の実施するクリスマスキャンペーン事業を支援する。

5. 玩具に関する統計の作成、内外の情報収集・提供、研修を実施する。

- (1) 玩具産業を取り巻く内外の諸情報を収集・提供するとともに、玩具に関連する日本の統計を整備する。その一環として、年間ベースの玩具市場規模調査を実施し、その結果をマスコミやホームページ等を通じて広く公開する。

- (2) 玩具産業国際協議会 (ICTI) ・アジア玩具産業協議会 (ACTI) などの玩具産業に関する国際的な団体等に参画し、また、各国の玩具協会等との交流や意見交換により、海外の玩

具市場・事情の情報を収集し、その情報を提供する。

なお、ICTI が推進している「企業行動規範」の実施プログラムである CARE プロセスについて、今後の国際的な動向を注視しつつ、適切な対応を図っていく。

- (3) 知財部会、アフターサービス部会の活動を通じて、知財制度等に関する内外の情報や、顧客対応のあり方等に関する情報を収集するとともに、セミナー・研修会等により情報の提供を図り、消費者からの苦情・相談等への適切な対応の推進を図る。

6. 玩具安全対策の推進

玩具安全の確保に向け、食品衛生法等の玩具規制についての的確な対応を図るとともに、本会の自主的措置である玩具安全基準(ST 基準)・玩具安全 (ST) マーク制度を推進する。

- (1) 玩具安全基準・表示の整備に関し、食品衛生法規制や国際的な玩具安全規格 (ISO 規格など) との整合を図りつつ、ST 基準の整備を進める。

また、欧米の玩具規制の動向を注視し、適切な対応を図っていく。

- (2) ST マークの適正な表示を確保するために、「ST マーク検索サイト」を運営するとともに、市場における表示マークの調査を実施する。

併せて ST マークを利用している企業に対する啓発のための説明会を適宜実施する。

- (3) 玩具による万一の事故発生の際、被害者救済を確保するため、苦情処理体制と賠償責任補償制度の整備、推進を行う。

- (4) ISO の規格策定委員会 (TC181) での玩具安全規格 (ISO 8124) の作成・改定等の作業に参画する。

- (5) 行政当局の行う各種玩具安全に関する取組みに対し、所要の協力と対応を行う。

なお、昨年 11 月に消費者庁・消費者安全調査委員会から玩具による気道閉塞事故の原因調査報告書の公表があった。また、それを受けて経済産業省から要請があった。

当会としては、当該要請を踏まえ、適切な対象年齢表示の推進、3 才未満の子供を対象とする玩具の安全向上等に関して、安全環境委員会を中心に所要の対策を立案し推進する。

7. 教育・研修

役員研修を実施し、今後の玩具産業のあり方についての視点を一層高める。

また、玩具産業人としての基礎的な素養の涵養を図るために新入社員研修を行う。

8. 共遊玩具等、玩具を通じた子どもの健全な育成に資する事業を推進する。

バリアフリー社会の実現を目指し、共遊玩具の認定・カタログ作成頒布等の事業を推進する。啓発用ビデオを、その効果的な活用を図るとともに、引き続き国際福祉機器展にブース出展し、共遊玩具の PR を推進する。

9. 玩具に関する内外への広報

- (1) 当会が収集・作成した資料をはじめ、わが国玩具産業の状況等を当協会のホームページで公開するほか、報道機関への対応、問合せへの回答など、多角的な広報活動を行う。
- (2) 会員向けホームページを通して当会会員に向けて当協会業務関係情報を提供する。
- (3) 玩具専門誌で当協会の活動内容を紹介し理解の促進を図る。

10. 公益法人改革への対応

公益法人改革プログラムに関し、平成 25 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行したが、認可のあった移行計画（実施事業）に沿って各種の実施事業を推進する。

11. 適切な事務管理の推進

引き続き、事務・事業の運営に関する情報の開示を推進し、当協会の適切な事務運営を確保する。

12. 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 賀詞交歓会、業界功労者表彰など会員の交流事業を実施する。
- (2) 関連団体の推進する各種事業・行事に協力するとともに、交流を通じ、玩具産業に資する諸施策の実現に努める。